

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
九番五地先まで	秩父郡小鹿野町三山字納宮二四七三番 一地先から同郡同町三山字軍平二二四	区 間
〽 一〇・〇〇 〽 二七・五六	〽 一〇・〇〇 〽 二五・二九	敷地の幅員 (メートル)
五六〇・〇〇		延長 (メートル)
である。	令和三年九月三日付け 埼玉県秩父県土整備事 務所長告示第九号の道 路予定区域の一部変更	備 考